

## 岩美町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年2月10日(月) 午後1時30分～午後2時54分

2. 開催場所 岩美町役場 ミーティング室

3. 出席委員

●農業委員14人

会	長	山	本	淳 (14番)
委	員	1番	田	中 一 行
		2番	小	西 由 子
		3番	山	本 一 美
		4番	米	村 進 司
		5番	藪	内 孝 博
		6番	上	根 慶 万
		7番	谷	口 貴 文
		8番	賀	山 圭 子
		9番	飯	野 幸 義
		10番	奥	山 昌 一
		11番	澤	大 篤
		13番	福	石 幸 生

●農地利用最適化推進委員6人

15番	土	師	信	義
16番	上	田	芳	夫
17番	岸	本		彰
20番	藪	田	俊	博

4. 欠席委員 (3人)

12番	大	森	正	良
18番	中	野	広	正
19番	宮	本	裕	澄

5. 議事日程

日程第1 開会

日程第2 会長あいさつ

日程第3 議事録署名委員の決定

10番 奥 山 昌 一

13番 福 石 幸 生

日程第4 報告事項

①前総会(1月16日)のてんまつ

日程第5 議事

①議案第1号 農地法第3条の規定による農地の権利移動の許可について

②議案第2号 令和6年度農用地利用集積等促進計画第10号について

③議案第3号 令和7年度岩美町農作業標準料金について

日程第6 その他

①地域おこし協力隊事業について

②全国農業新聞普及強調月間について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	杉本征訓
局長補佐	前田悟史
係長	松本享子

事務局	<p>ただいまより令和6年度第11回総会を開催いたします。 総会の成立でございます。</p> <p>本日の出席委員は14名中13名で、岩美町農業委員会会議規則による定足数、過半数を満たしておりますので、総会の成立を報告させていただきます。</p> <p>なお、18番の中野推進委員、19番宮本推進委員から欠席する旨の連絡がございました。また、12番の大森委員は体調不良ということで情報をいただいておりますので報告させていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、会長から挨拶よろしく願いいたします。</p>
会 長	<p>改めまして、こんにちは。</p> <p>このところ、天候不順ですか、大寒波が来て、大変な大雪のところも結構あるようですけれども、それに比べれば、山陰地方とはいえ、この辺も降ってはおりますけれども、そんなに被害が出ているようには思えません。このまま推移してくれて、温かい春を迎えられればなというふうに思っておるところであります。</p> <p>また、令和の米価騒動とかといって騒がれております。今日の新聞によりますと、5キロが5,000円というような情報もあって、政府のほうも備蓄米を放出して何とか騒動を止めたいというふうに聞いておりますが、今後の推移を見守って、生産者米価にどういう形があるのか、内容を見守らざるを得ないとは思いますが、心配しておるところであります。</p> <p>それでは、議事のほうに入らせていただきます。</p>
事務局	<p>それでは、議長につきましては、岩美町農業委員会規則にのっとりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長、以後、議長をよろしく願いいたします。</p>
議 長	<p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議事録署名委員ですけれども、いつものとおり私のほうで指名させていただいてよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p>

議 長

では、10番の奥山委員さんと13番の福石委員さん、お願いします。

議 長

では、続いて日程4のほうに入らせていただきまして、報告事項です。

事務局

では、報告させていただきます。

3ページをご覧ください。

前総会、1月16日総会のおてんまつについてご説明させていただきます。

1点目、非農地証明ということで、牧谷地内と岩井地内の3件3筆の土地の非農地証明申請についてお諮りいたしました。承認していただきましたので、1月17日付で非農地証明書を申請者に送付しております。

続きまして、2点目、3条4件6筆ということで、浦富地内の贈与による所有権移転と、大谷地内の売買による所有権移転についてお諮りしました。承認していただきましたので、1月20日付で許可書を譲受人、譲渡人に送付しております。

3点目、5条2件2筆ということで、大谷地内の住宅の増築、それから岩井地内の老人福祉施設の建設を目的とした転用についてお諮りしました。承認いただきましたので、1月20日付で県の東部農林事務所のほうへ進達しております。その後、許可書等は届いておりませんので、空白にしております。

それから、4点目、農地賃借料情報ということで、令和6年1月から令和6年12月までに締結した田の賃借料水準について承認をいただいたものです。岩美町のホームページのほうに掲載しておりますし、4月の広報のほうに別刷りの農業委員会だよりを入れる予定ですので、そちらのほうに掲載予定です。

5点目、農用地利用集積等促進計画第9号ということで、13件133筆の申出についてお諮りし、ご意見ありませんでしたので、意見なしという形で1月17日付で町のほうに回答しております。

前総会のおてんまつは以上ですけれども、12月案件について県のほうの許可指令書の通知がありましたので報告させていただきます。12月の5条の計画変更、浦富地内のものですが、1件3筆ということで12月12日に進達しておりましたものが1月14日付で県知事の許可が下りまして、1月17日付で許可指令書のほうを受領しましたので、1月20日付で譲受人、譲渡人のほうに送付しております。

報告は以上です。

それから、めくっていただきまして、農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借契約についてご説明いたします。

4ページから14ページまで70件のものを入れておまして、今回は22件57筆の受理となっておりますが、議案を送付させていただいた後に取下げが2件ございました。11ページの49と50番でして、機構と地権者さんの設定なんですけれども、ここは\*\*\*\*\*さんが作っておられたところで、もう規模縮小ということで、来年度から作られないということで、次の担い手さんを探したんですけれども見つからずに、合意解約をすることになっていたんですけれども、最近になって作ろうかという方が出てこられましたので、こちらのほうは取下げとなっております。

それでは、内容を説明させていただきます。

まず、1番から39番と、それから42から48については規模縮小で、今後、別の方が耕作される土地となります。45番と46番以外は議案第2号の促進計画に上げさせていただいています。今回の議案に上げさせていただいています。45番と46番は先ほどの取下げのあった田ですので、次回以降の促進計画に上がってくると思います。それから、40番と41番につきましては、地権者の錯誤があったため、現在の契約を解除し契約し直すものです。本来の地権者さんは\*\*\*\*\*さんという方で、ご高齢ですけどご存命なんですけど、息子の\*\*\*\*\*さんのほうで契約をしていたということで契約をし直すものです。

それから、51番から66番までは圃場の条件が悪かったり耕作者の体調不良で、その後、次の方が見つからなかったりということで解約となったものです。もし農業委員さんの中で作っていただけそうな方の心当たりがございましたら、またお知らせいただければと思います。

それから、67から70番、最後のページですけれども、こちらにつきましては第1号議案のほうに書かせていただきました。3条のほうで譲り渡しされるもので、そちらに先立って合意解約とされたものでございます。

報告は以上です。

議長

報告事項の説明が終わりました。

何か質問なり疑問の点がありましたら。ありませんか。

5番

69番は、後から出てくる売買か何かのですね。\*\*\*\*\*さんのっていうのは、これは多分、\*\*\*\*\*さんっていう方で、相続人が\*\*\*\*\*さん。これは結局、\*\*\*\*\*がそのまま作るんですよ。自分で作るんですかね。返してもらいますかね、\*\*\*\*\*から。今、\*\*\*\*\*が耕作しとる田ではある。それを売買で地権者が替わる。

事務局

地権者が替わって、一応3条ということなので、基本ご自身で作るっていうのでないと3条で許可出せないの。ただ、大きな圃場ですし、お住

まいのほうで耕作されてる方なんですけれども、機械を大谷に持ってくるのはなかなかあって、作業委託を\*\*\*\*\*さんをお願いするっていう形で伺っています。

5 番

委託でできるのか、ひょっとしてこれは貸すっていうんだったら、別にどうでもいいですよ。取りあえずトラクターありますとは書いてありましたよ、たしかどこかにね。書いてあったけども、どっちみち全作業委託でやるのか、行く行くは利用権設定のやつに多分上がってくると思うんですよ。

議 長

そのほか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、議事のほうに入らせていただきます。

議 長

日程 5 の第 1 号議案について、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、15 ページをお開き願います。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による農地の権利移動の許可について」でございます。

農地法第 3 条の規定による農地の権利移動について、下記のとおり許可申請書を受理いたしましたので、許可について採択を求めるものでございます。

担当より説明いたします。

事務局

今回、4 件 9 筆の申請を受理しております。

1 件目と 2 件目は交換となっておりますので、併せて説明させていただきます。1 件目の申請地は大字岩本\*\*\*\*\*、面積が 1 3 5 平米、登記地目が田で、2 件目のほうが、めくっていただいて 1 6 ページなんですけれども、大字岩本\*\*\*\*\*、面積が 2 8 5 平米、登記地目が田となっております。

場所については、資料 1 と、それから資料 2 の 1 ページのほうをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地です。ちょっと分かりにくいですので、資料 2 の 2 ページの後ろ、ページ数はないんですけど 3 ページに当たるところに模式図をつけております。\*\*\*\*\*さん所有の\*\*\*\*\*の田と、その隣に倉

庫が建っている\*\*\*\*\*の宅地を\*\*\*\*\*さん所有の\*\*\*\*\*と交換するという  
ことです。申請者は、1件目については譲受人が岩本の\*\*\*\*\*さん、譲渡人  
が岩本の\*\*\*\*\*さんで、2件目については譲受人が岩本の\*\*\*\*\*さんで譲渡  
人が岩本の\*\*\*\*\*さんというふうになっておりまして、権利の内容は交換  
による所有権移転となっています。

それでは、それぞれの許可要件について確認したいと思います。

1件目については、資料1の2ページをご覧ください。

全部効率利用要件の農業用機械につきましては、トラクター、田植機、  
コンバイン、乾燥機、それぞれ1台をお持ちとのことです。農業経験が7  
年ということで、岩本で約3,100平米の田を耕作していらっしゃいま  
す。常時従事要件については本人140日ということですがけれども耕作に  
必要な行うべき作業があるときにこれに従事しているということです。通  
作距離については車で約13分ということで、地図上には表示されていま  
せんけれども岩本の集落内にご自宅があります。その他、農地法、農業委  
員会が定める基準に適合することを確認しました。

(2) 申請地の現状及び今後の予定について。申請地はこれまで田とし  
て利用されており、引渡し後も同様に田として利用するために、周辺農地  
に影響はございません。

2件目についての許可要件です。

資料2の2ページをご覧ください。

全部効率利用要件の農業用機械につきましては、トラクター、田植機、  
コンバイン、それぞれ1台をお持ちです。農業経験30年程度というこ  
とで、3筆約1,500平米の田と、それから500平米ほどの畑を耕作し  
ておられます。田んぼの1筆と畑の1筆は\*\*\*\*\*さんのほうに貸してい  
らっしゃいます。常時従事要件については、本人が100日で、弟さんが1  
00日で、子の夫と書いてありますが娘婿さんがいらっしゃるというこ  
とで100日というところです。耕作に必要な行うべき農作業があるときに  
これに従事されているということです。通作距離につきましては、こちら  
も車で約13分とのことで、こちらも岩本の集落のほうにご自宅がありま  
す。その他、農地法、農業委員会が定める基準に適合することを確認し  
ております。

(2) 申請地の現状及び今後の予定について。こちらも申請地はこれま  
で田として利用されており、引渡し後も同様に田として利用するために、  
周辺農地に影響を及ぼすことはございません。

続きまして、3件目について説明いたします。

申請地は大字大谷\*\*\*\*\*、面積が9,623平米で登記地目は田です。  
申請者は、譲受人が岩常の\*\*\*\*\*さん、譲渡人は大谷の\*\*\*\*\*さんで、権利  
の内容は贈与による所有権移転です。

場所につきましては、資料3の2ページをご覧ください。

塗り潰し部分が今回の申請地となっています。

許可要件については、全部効率利用要件はトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台、乾燥機1台をお持ちで、岩常のほうで約2反の田を耕作しておられます。地目が畑の所有地が何筆かありますけれども、鳥獣被害がひどくてかなり以前から耕作しておられず、利用状況調査でも赤判定となっております。農作業経験は30年程度ということです。農業用機械はお持ちですけれども、岩常から少し距離があるということもありまして、機械作業については\*\*\*\*\*さんに委託を考慮しておられるとのことですので。その他、常時従事要件、本人が160日で子が100日となっております。通作距離につきましては、本人が車で5分、お子さんが大谷に居住予定ということで車で2分となっております。また、地域との調和要件についても、農薬の使用方法については地域の防除基準に従う、地域での水路掃除等に参加するというので、誓約書のほうもいただいております。

(2) 申請地の現状及び今後の予定については、これまで田として利用されており、今後も田として利用する予定のため、周辺の農地に影響はございません。なお、譲渡価格についてですけれども、こちらは地権者は大谷から他県に転居予定ということで、土地を含め整理したいということがありまして、贈与という形になったということがございます。

続きまして、4件目についてご説明いたします。

申請地は大字蒲生\*\*\*\*\*、面積が2,711平米。同じく蒲生の\*\*\*\*\*、面積が2,792平米。それから、同じく蒲生の\*\*\*\*\*、面積が69平米。それから、蒲生の\*\*\*\*\*、面積が151平米。同じく\*\*\*\*\*、面積66平米。蒲生の\*\*\*\*\*、面積82平米です。4番、5番の\*\*\*\*\*につきましては登記地目が田、その他の6から9番の\*\*\*\*\*と\*\*\*\*\*は畑となっております。申請者は、譲受人が蒲生の\*\*\*\*\*さんで、譲渡人が蒲生の\*\*\*\*\*さんで、権利の内容については贈与による所有権移転となっております。譲受人と譲渡人は親子でいらっしゃって、生前贈与ということでの申請で、実際は\*\*\*\*\*さんは高齢のために耕作はしておられずに、\*\*\*\*\*さんのほうが耕作をされているということです。

場所については資料4の1ページをご覧ください。

塗り潰し部分が申請地です。\*\*\*\*\*の畑のすぐそばですね。

資料4の2ページ、(1) 許可要件についてですけれども、全部効率利用要件の農業用機械についてはミニ耕運機を1台ということです。田植と稲刈りは外部に委託されておりまして、耕うんについては\*\*\*\*\*のトラクターを借りてご自身で行っていらっしゃるということです。本人所有の300平米の畑を今回の申請地と合わせて、経営面積1反ほどになります。常時従事要件につきましては本人が150日で、通作距離については畑についてはすぐそばですし、田んぼについては徒歩で10分程度とのことですので。中山間や多面の交付金事業に役員として参加されているということ

で、農地法、農業委員会が定める基準に適合していることを確認しております。

(2) 申請地の現状及び今後の予定について、田んぼについてはこれまで田として、畑についてはこれまで畑として利用されておりました、周辺農地に影響はないと考えられます。畑につきましては、大根、ジャガイモ等を作付予定となっております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

では、担当委員のほうから一言お願いしたいと思います。

澤委員さん。

11番

1番と2番の\*\*\*\*\*さんと\*\*\*\*\*さんですけども、申請人で話をしてお互いが作りやすいようにということのようでして、両者とも農業をされていますので、いいのではないかと考えております。

それから、3つ目の大谷の\*\*\*\*\*の分ですけど、本人さんと直接話をしていないんですけど、いずれ多分、\*\*\*\*\*のほうに話があるのかなというふうには思っております。そのほか特にありません。

以上です。

議長

では、蒲生のほうをちょっと説明させていただきます。

推進委員と、それから事務局と3人で現地のほうを確認をさせていただきました。水田のほうは、今、利用権設定して耕作してもらってますけれども、相続でお母さんの田んぼを自分の名義にしたいということですので、現実には田んぼ2筆のうち1筆は今自分で耕作してるということです。引き続いて、利用権設定を解約して、自分で田んぼの2筆と、それから畑のほうは現在畑として利用していますので、そのまま利用するというので、親子の相続ということですので、別に問題はないというふうに思っております。

以上です。

皆さんのほうで質問、ご意見がありましたら質疑を受けたいと思います。3件一緒をお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

13番

藪内さんの質問と同じなんですけど、ちょっと違った視点というか、思ったんですけど、つまりこれは贈与されたっていうことで、町外の方がっていうことですね。

事務局

町内の方。

5 番	やっつやれんことはないけども、多分難しいかなとは思うので。
1 3 番	法律の仕組み上、仕方がない話だと思うんですけど、売買だったらいいかなと思うんですけど、これ、贈与だったら、正直、自分の気持ち的には、例えば*****の誰かに持ってもらうとかっていう形にしたほうが地域としてやるときにいいんじゃないかなとかって思ったりするんです。売買だったらしょうがないかなと思うんです。金額をどれだけ積まれるかによると思うんでってちょっと思ったりしたもんで、やっぱり今、地域計画とかつくるときだったもんだから、こういうことって*****さんだけでなくてほかの多分、大規模にされてる方のところでも起こり得ることだと思ったので。
事務局	本当は*****さんに持っていただくのが一番いいんですけど、買われないということなので、地権者さんが探された結果、受けてもらえた。
1 3 番	そういうことですか。すいません。
1 1 番	持つことが今、規約上できないので。正味なところ、うちに*****のほうで買ってくれという話もちょくちょくあって、だけど断つというというのが実態です。
議 長	よろしいですか。
1 3 番	ありがとうございます。
議 長	ほかに。
	(質問、意見なし)
議 長	ないようですので、採決のほうをさせていただきます。 議案第 5 号の 3 条移転について、賛成の方の挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	ありがとうございました。全員賛成で承認されました。
議 長	それでは、次の議案に入らせていただきます。

事務局のほう、説明をお願いします。

事務局

それでは、18ページをお開き願います。

議案第2号「令和6年度農用地利用集積等促進計画第10号について」  
でございます。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、  
農用地利用集積等促進計画の案について岩美町長より協議がありましたの  
で、委員会の意見を求めるものでございます。

担当より説明させていただきます。

事務局

では、議案の19ページから40ページのほうに農用地利用集積計画案  
を載せています。

各地区の図面につきましては、資料5をご覧ください。

今回の計画案は、新規が13筆、基盤法からの移行が8筆で、更新が2  
71筆で、耕作者が替わらず再設定する筆が106筆で、付け替えが10  
7筆です。そのうち58筆は、\*\*\*\*\*さんから農業部門のみの新会社にな  
った\*\*\*\*\*さんへの付け替えとなっております。再設定の際に耕作者が替  
わる筆はございません。備考欄のほうに前耕作者のほうを記載しておりま  
す。

また、40ページの最後の52番につきましては、以前、利用意向調査  
で機構への貸付希望が上がっていた筆として機構に通知しておりまして、  
機構の事業を利用して整備した後、耕作者に貸し付けるということで、最  
後の40ページの52番につきましては耕作者氏名が今回上がっていません。  
1年、2年かけて整備をして、その後、\*\*\*\*\*さんに貸し付ける予定  
となっております。

5番

7畝の田んぼですよ。面積779平米ですよ。

事務局

はい。草を押さえて、その後、あぜを取って隣の田んぼとくっつけると  
いうことです。\*\*\*\*\*さんについてですけれども、農業部門とそれ以外の  
事業部門を今回分けられたということで、農業に関する機械や人員等は変  
わっていないということです。また、こちらも農地所有適格法人になられ  
るということで、一応確認をさせていただきますと、農地所有適格法人の  
4要件の法人形態の要件は非公開の株式会社ということで大丈夫。事業要  
件は、農業のみになるので、こちらも大丈夫。それから、議決権要件は、  
農地の権利を提供した個人と、それから常時従事する役員さんで100%  
ですので、こちらも大丈夫です。それから、役員要件につきましては、常  
時従事する役員、この場合は株式会社なので株主さんが60%で過半を持  
っていらっしゃるということで農地所有適格法人の要件を満たしておられ

ますので、解除条件なしの貸借という形になります。

今回は、賃貸借によるものが475筆72万7,039平米、それから使用貸借によるものが40筆4万798平米でした。

説明は以上です。よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。

質疑のほうに入りたいと思います。

それでは、1番の\*\*\*\*\*の促進計画についてご意見のある方。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、1番\*\*\*\*\*の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でありましたので。

2番の\*\*\*\*\*の促進計画についてご意見のある方。質問、ご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、\*\*\*\*\*の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成でございます。

4番の\*\*\*\*\*の促進計画へご意見はありますか。ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長

では、ないようですので、4番の\*\*\*\*\*の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

ありがとうございました。全員賛成です。

5番の\*\*\*\*\*さんの促進計画でご意見のある方。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、5番\*\*\*\*\*さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成です。  
6番の\*\*\*\*\*の促進計画でご意見のある方。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、6番の\*\*\*\*\*の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成であります。  
8番の\*\*\*\*\*の促進計画にご意見のある方。

(質問、意見なし)

議長 ないようですので、8番の\*\*\*\*\*の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でありました。  
9番の\*\*\*\*\*さんの促進計画についてご意見のある方。

(質問、意見なし)

議長 それでは、9番の\*\*\*\*\*さんの促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でした。

議 長 10番の\*\*\*\*\*さんと、27番の\*\*\*\*\*、2つについてご意見ありませんか。

(質問、意見なし)

議 長 ないようですので、10番の\*\*\*\*\*さんと27番の\*\*\*\*\*の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でした。  
3番から52番までを一括して受け付けたいと思いますが、意見を受け付けたいと思いますので、ご意見のある方、挙手をお願いします。

3番 3番の\*\*\*\*\*さんの件ですけど、体調を崩されていると聞いているんですけど、これを今3件耕作するように上がっているんですけども、どうしたらいいでしょうか。

事務局 公社に確認したところでは、ひとまず様子が分からないので、4月1日からの分なので、1回つけさせていただいて、様子が分かって、もしちょっと難しいようだったら解約させていただきたいということで聞いております。

3番 分かりました。

議 長 それでは、今番号を言いました人の促進計画に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。皆さん賛成でありました。  
それでは、議案第3号ですね。  
それでは、事務局のほう、説明をお願いします。

事務局 それでは、41ページをお開き願います。  
議案第3号「令和7年度岩美町農作業標準料金の決定について」でございます。  
令和7年度の農繁期における農作業の円滑な推進を図るため、最近の社

会的諸事情を勘案して、適正なる農作業別標準賃金及び料金の決定を求め  
るものでございます。

担当より説明いたします。

事務局

資料6でご説明させていただきます。

まず、事務局が作成しました、広報掲載用の案をつけております。

2ページに岩美町と東部地区の料金を比較するように記載しております。  
令和6年度のほかの市町の金額と、それから岩美町の令和7年度の差額を一番右のほうに示しております。近年、値上げをされているところも  
ありますので、参考に2か年分を掲載しております。

3ページと4ページは、参考資料としてですけれども、岩美町の算定根  
拠というものがなかなかお示しできない中で、昨年度、倉吉市さんが根拠  
のほうをお持ちだということで農業会議経由でご提供いただいたところな  
んですけれども、今年度も同じようにご提供いただいたものでございま  
す。ページの下のほうに岩美町の燃料価格を当てはめて計算した結果を記  
載しております。

4ページのほうには、岩美町の役場の燃料単価で算出した燃料価格、平  
均ですね、とか最低賃金の推移、それから消費者物価指数等について記載  
させていただいておりますので、判断の際の参考にしていただけたらと思  
います。

2ページのほうに戻っていただいて、各市町の令和7年度の予定としま  
しては、鳥取市さんは一般作業料金については、最低賃金が上がったとい  
うことと、それから令和7年度もまた上がるであろうと予想されるという  
こと、それから既に7年度分の農作業標準料金を出しておられる中部のほ  
うの自治体で1,000円としておられるところもあるということも踏ま  
えて、最低賃金よりはちょっと高いですけれども1,000円にされる予  
定ということです。それから、そのほかのものについても消費者物価指数  
の上昇を基に約3%程度の全体値上げを事務局案とされているようです。

それから、八頭町については、3月に議案に上げるのでまだ未着手とい  
うことです。

それから、智頭町につきましては2案持っております、燃油と、それ  
から人件費の影響の大きい項目だけを上げる案と、全体を消費者物価指数  
程度上げる案を準備されているそうです。

若桜町さんのほうは、一般作業料金部分と他市町に比べて低かったあぜ  
草刈りを2,000円に上げる予定で議案は準備しているということ  
です。若桜町さんについては数年前にちょっと上げておられるんで、それ以  
降は据置きというところが多くなっています。

それから、岩美町の事務局案としましては、最低賃金を踏まえて一般作  
業料金を、一の位のほうを切上げさせてもらって960円を下限として、

また最低賃金が上がるであろうことを踏まえて、一般作業料金、1,100円までの幅を持たせて上げさせていただいております。また、同じく水路掃除のほうを960円に上げさせていただいております。そのほかの値上げの部分につきましては、ほかの市町村さんとの比較で低かった機械田植を、ひとまず税抜き価格に消費者物価指数分の2.7%を掛けて、端数を切り上げて丸めて、また消費税率を掛けて算出しています。その他、ほかより低めだったあぜ塗りであるとか運搬、乾燥について、消費者物価指数分を掛けて上げております。あと、ほかの機械田植以外は消費者物価指数分を掛けてしまっているので、消費税を勘案してないので、金額はちょっと調整が必要かもしれませんけれども、たたきとして考えていただいて、上げているものは妥当かどうか、上げ幅はどうか、その他の項目はどうかなどを実際に作業に当たられている農業委員さんで検討いただけたらと思います。ドローンの金額につきましては、昨年JAの価格を参考としたようでして、今年度もJAさんに確認させていただいて、昨年度と同額ということを確認しております。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

質疑を受けたいと思いますが。

13番

倉吉市のって、これは倉吉市じゃなくて倉吉農業改良普及所っていうのは、これは倉吉の金額じゃなくて普及所さんが出されてる算定基準の根拠。

事務局

この普及所さんというのがよく分からないんですけど、倉吉市の農業委員会さんから。

13番

じゃあ、参考にしとるかもしれんみたいな感じ。

事務局

いや、これを基に計算したもので、令和7年度の標準料金を倉吉市さんが算定しておられるということです。

13番

分かりました。

それともう一点目が、この各町の市町の比較を見てますと、岩美町、令和5年から6年って上がりましたか。

事務局

いや、令和5年から6年は、人件費のところの一般農作業のところを最低賃金に合わせて上げたのと、それから農業用ドローンを新設しただけで、ほかは据置きでした。

- 1 3 番 据置きで。分かりました。ほかの鳥取市とかはまだ金額が出てないから分からんっていうことで。
- 事務局 分からないですけど、ちょっと上げる案をお持ちだということで、最終決定ではないです。
- 1 3 番 分かりました。それが確認したかった。ありがとうございます。
- 事務局 実際どうですか。
- 7 番 農業用ドローンのところの備考欄に薬剤別っていうのを一言。  
それと、肥料散布のところ、1袋20キロって書いてあるんですけども、1トンとかの肥料をまいたときとかっていうのも、何かそこら辺の値段とかもどうなのかっていうところがあって、単純計算にしたら物すごい金額になるから今20キロ袋でまく人もおれば、それは小さい農家はちょこちょこまくかもしれんけど1トンとかになってくるときもあるので、そういうときの料金体系を増やしてほしいなって。
- 5 番 それは、肥料散布のところの1袋当たりっていうのが、単価が1袋っていったら1トン袋1個でも407円。
- 7 番 そういうところの値段設定がなかなかできない。自分のところではある程度決まってるんだけど。
- 5 番 でも、これは目安だからこれを目安として、\*\*\*\*\*料金をつくれればいい。
- 7 番 うん、実際つくっているけど、それが高いのか安いのかというのが全然把握できてない。
- 5 番 肥料散布でも土改剤散布でも一緒だけでも、1袋20キロっていうのが多分普通ベースだと思う。今15キロ袋なんかもあるけどな。
- 1 3 番 1トンだったら50倍。
- 5 番 そんなことを言ったら、農業用ドローン10アール当たりだけで薬剤別だけども、防除（春、秋）っていうところも10アール当たりしか書いてないんで、薬剤別って書いておけば突っ込まれることもないんで、書いて

- 超したことはないのかなとは思いますが。
- 3 番 岩美町の\*\*\*\*\*って、草刈り 1 時間いくらですか。この金額と、ひょっとしたら合わんと思うんだけど。\*\*\*\*\*に頼んだりしたら、恐らくそれ以上に取られていると思うんだけど。
- 事務局 そうだと思いますけど確認していない。
- 1 3 番 1 時間 1 人で機械こみでみたいな計算だったと思うんで、これは違うじゃないですか。何人かかっとなるかも分からんし。だけえ、ちょっと考え方の尺度が違う。
- 3 番 \*\*\*\*\*のほうからそういう作業料金どういう設定にしてあるか資料をもらっても。
- 事務局 シルバーさんの額も参考にはなるかと思うんですけど、よその市町村さんも結局同じような農業関係でされてるので、どちらかといえばそちらのほう参考になるのではないですか。
- 議 長 ほかに。よろしいでしょうか。あくまで決めるときは相談して、お互いに合意して決めるということが前提ですので、参考としてお示しするというのがこの趣旨ですので。
- 5 番 でも、油代、機械代別で人夫賃として 1, 0 0 0 円なり 1, 2 0 0 円、1, 5 0 0 円払って、機械と油を提供するってやったほうが多分きれいに収まるんじゃないかなとは思いますが。
- 1 番 耕うん料金のほうの単価なんですけど、整形田が 7, 7 0 0 円で、不整形田になると急に 3 割ぐらい上がるんですけど、ほかの地区見てるとそんな上がり方してないんだけど、このあたり、ちょっと見直してはと思うんですけど。極端に言えば整形田が 7, 7 0 0 円に対して不整形田というたら 9, 2 4 0 円も、3 割ぐらいぼんと上がるんですけど。  
聞いただけですので、すいません、進めてください。
- 事務局 一般作業料金と水路掃除はどうですか。
- 5 番 最低賃金を大きく下回ったらいけんから 9 6 0 円なんですよね。
- 事務局 ですね。プラスまた上がるかもしれないので、備考のところ最低賃金改定時はそれに準ずるっていうのを今回入れました。あとは、丸めるかど

- 事務局 うかとか、上げ幅、幅をどれだけ持たせるかっていう話ですかね。
- 事務局 もしこれがよろしければ、ほかの耕うん、代かき、機械田植とかのあたりで上げるかどうか。なぜか機械田植だけがほかの市町村との差が大きいので、あと防除もですけど。ちょっとそれを今回、上げさせてもらっています。
- 5番 防除っていうのは農業用ドローンと同等でもいいのかな。
- 事務局 多分やり方が違うのを一律に書きちゃってるので、動力噴霧器とか機械を使ってするようなことと、もうちょっと本当に手作業みたいなことと並列になってしまっているかなっていう気がするんですけど。なので、この作業についてっていうことを備考欄に入れてしまえば上げることは問題ないかなと思うんですけど。
- 3番 結局これ、7年度がまだ各市町村が出てないっていうこと。
- 事務局 出てないです。さっきちょっとご説明したんですけど、事務局案としては伺ってますけど、それが最終決定になるかどうかはまだ分からない。
- 3番 まだ余裕があるでしょ、もうちょっと。もうこれで決定せないけん。
- 事務局 別に今回というか、前は3月に決定してたんですけど、早く欲しいという方がちょっとあるので2月に最近はされてるようですけど、別に3月に決めても問題はないです。
- 3番 ちょっとよその出方が見たいな。やっぱり本当はある程度合わせたほうが。
- 事務局 もうちょっと次の総会までぐらいに、ほかが出ればそれを見ながら。分からなかったら分からなかったでもう一回。
- 事務局 案をつくる時に何人かご意見をお伺いしておいたほうがいいのかという気がするんですけど。
- 3番 作業を受ける人たちの意見を聞いて導入したほうが良いと思う。
- 事務局 じゃあ、ほかの市町村さんの、八頭町さんは3月っていうことで出てこないと思うんですけど、ほかの鳥取市さんとか智頭町さんとか若桜町さんとかが出てきて、1回またこういった表をつくって、例えば藪内さんであ

るとか谷口さんであるとかに1回お話を伺って事務局案をつくることでもいいですか。そこでまた次の総会に上げさせてもらう。最終的には農地部長さんとか会長さんにも見ていただいてということで、上げさせてもらうということでいいですか。

3番 ええかな、藪内さん。

5番 はい。

事務局 じゃあ、ちょっとまた次に持ち越しさせていただくということで。

議長 それでは、全て日程が終わりましたので、事務局のほう、その他。

事務局 ①地域おこし協力隊事業について  
②全国農業新聞普及強調月間について

議長 皆さんのほうで何かありましたら。

(発言なし)

議長 それでは、次回の総会の日程、3月10日月曜日、午後1時半でよいでしょうか。

(異議なし)

議長 3月10日。1時半。  
では、そういうことでお願いをいたします。